

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程及び大阪広域水道企業団
職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和 7 年 5 月 29 日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第20号

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程及び大阪広域
水道企業団職員の退職手当に関する規程の一部を改正する
規程

(大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部改正)

第 1 条 大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程（平成23年大阪広
域水道企業団管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定
に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第53条 （略） (1)・(2) （略） (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの	第53条 （略） (1)・(2) （略） (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの
第54条 （略） (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項第3号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) （略）	第54条 （略） (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項第3号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) （略）

2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
(1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられなかった場合	(1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられなかった場合
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
4～6 (略)	4～6 (略)

(大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程の一部改正)

第2条 大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(退職手当の支払の差止め)	(退職手当の支払の差止め)
第23条 (略)	第23条 (略)
(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について <u>拘禁刑</u> 以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。	(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について <u>禁錮</u> 以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
(2) (略)	(2) (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 (略)	5 (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合	(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
(3) (略)	(3) (略)

6 ～ 10 （略） <u>（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）</u> 第24条 （略） （１） 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 （２）・（３） （略） 2 ～ 6 （略） （退職をした者の退職手当の返納） 第25条 （略） （１） 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 （２）・（３） （略） 2 ～ 6 （略） （退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付） 第27条 （略） 2 ・ 3 （略） 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第25条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、企業長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5 ～ 8 （略）	6 ～ 10 （略） <u>（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）</u> 第24条 （略） （１） 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 （２）・（３） （略） 2 ～ 6 （略） （退職をした者の退職手当の返納） 第25条 （略） （１） 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 （２）・（３） （略） 2 ～ 6 （略） （退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付） 第27条 （略） 2 ・ 3 （略） 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第25条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、企業長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5 ～ 8 （略）
--	---

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
（大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部改正に伴う経過措置）
- 2 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）並びにこの規程の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、この規程による改正後の大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程第 54 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 3 項（第 3 号に係る部分に限る。）（これらの規定を同規程第 55 条第 5 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。
（大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程の一部改正に伴う経過措置）
- 3 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律並びにこの規程の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、この規程による改正後の大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程第 23 条第 1 項及び第 5 項、第 24 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）並びに第 27 条第 4 項並びに大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程第 27 条第 3 項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。